

会計年度任用職員制度の施行に伴う財政措置について

地方自治体の臨時・非常勤職員の任用の適正化を図るため、平成 29 年 5 月の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設された。

本制度への移行にあたり、国からは財政上の制約を理由として抑制を図ることがないよう要請されているところだが、新たに支給することとなる期末手当、退職手当その他の各種手当といった人件費の大幅な増加や、システム関係経費等の新たな経費が発生することから、厳しい財政状況にある地方自治体にとって、大きな負担になるものと予想されているところである。

よって、国は、これらの所要額全額について、各自治体の財政運営に大きな影響を及ぼすことがないように、十分な財政措置を講じるよう要望する。

SDGsの推進に係る支援について

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年を期限とした国際社会全体の開発目標である。

国においても持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、2018年6月には、国内29自治体を「SDGs未来都市」として選定している。

本県からも東松島市が選定されており、東北地方で選定を受けた他市町との首長サミットの開催、市民への周知などを行ってきたが、今後さらに具体的な取組を進めるためには、一定の財政支援措置が必要不可欠である。

また、地方自治体として、今後SDGsを普及展開していくためには、その普及啓発活動に対する一定の支援策も求められる。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 SDGs未来都市に選定された自治体に対する国庫補助メニュー拡充及び様々な主体的取組に対する交付金や地方交付税等により財政支援措置を強化すること。
- 2 SDGsの普及啓発に向けた取組を推進すること。

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市においてさまざまな対応をせざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。全国各地で毎年のように水害などの災害が発生するなか、今後、東日本大震災からの復興を加速させ、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していくためには、十分な財源を継続的に確保していかなければならない。また、地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模に回復させ長期的・安定的に確保すること。
- 2 地域の多様なニーズに対応するため経済対策としての使途を限定しない補正予算を編成し、地方創生のためにも事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について別枠で予算を確保すること。
- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 予算概算決定等を公表する際に市への予算配分の目安を公表すること。
- 6 長期安定的な道路整備・管理が進められるよう東日本大震災の復興期間および防災・減災・国土強靱化緊急対策期間以降となる令和 3 年度以降も安定的な道路予算を確保するとともに、新たな財源の創設を検討すること。

社会保障・税番号制度の運用等に係る財政措置について

社会保障・税番号制度の導入及び運用に係る財政措置については、平成 26 年度から平成 28 年度までの措置として社会保障・税番号制度システム整備費補助金が創設されたが、当該補助金は、対象システムや経費の範囲が限定されていたため、当該制度の影響により改修を余儀なくされたシステムであっても補助対象外となるケースや、自治体の規模、システムの類型別に上限額が設定されていたことにより所要額が補助限度額に収まらないケースが生じ、各自治体において多額の財政負担が生じている。

また、転入者の保育料算定に必要な前住所地の住民税情報の取得など円滑な事業遂行のため、子ども子育て支援システムの整備が必要となるが、社会保障・税制番号制度への対応のためのシステム整備等が補助対象となっておらず、自治体に財政負担が生じている。

さらに、情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ強化対策費補助金が措置されたところであるが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と同様に、所要額が補助限度額に収まらず、多額の財政負担が生じている。

よって、国は、社会保障・税番号制度の運用及び情報セキュリティ対策の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会保障・税番号制度の運用に起因するシステム改修については、全額国庫補助とすること。
- 2 子ども子育て支援システムを社会保障・税制番号制度システム整備費補助金の対象システムとし、平成 27 年度からのシステム改修等の経費に対して、各自治体の実情に応じた基準額で遡及適用すること。
- 3 情報セキュリティ対策については国の責任において万全の対策を講じ、自治体に新たな財政負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

幼児教育無償化に伴う財源の確保について

消費税率引き上げによる社会保障の充実・安定化対策として、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が、令和元年5月10日、第198回通常国会において可決成立し、本年10月から幼児教育が無償化となり、本年度は地方負担相当額が子ども・子育て支援臨時交付金として交付され、次年度以降は地方交付税に算入されることとなっている。

この臨時交付金は、令和元年度において総額2,349億円を国として確保し、児童数等の客観的指標により全国の地方公共団体による地方負担相当額を按分して交付されることであるが、少子化対策の一環として、地方が独自に利用者負担を軽減している場合には、無償化に伴うすべての利用者負担分（地方負担額）が全額交付されるものではない。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 幼児教育無償化を決定したその責任において、地方独自の利用者負担軽減分を含めた無償化に伴うすべての利用者負担分（地方負担額）について、全額を交付すること。
- 2 令和2年度以降の地方負担相当額については基準財政需要額に算入するとしているが、令和元年度と同様に明確に見える形で交付すること。

公共施設等適正管理推進事業債の措置期間の延長について

公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現していくためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、これらの取組を後押しするため、対象期間を平成 27 年度から 3 年間とした新たな地方債（公共施設最適化事業債）が創設された。

その後、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、公共施設最適化事業債を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）に係る事業を追加するなどの内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」が、平成 29 年度から令和 3 年度を対象期間として創設されており、平成 30 年度には、長寿命化事業において対象施設を追加する等、地方財政措置の拡充がなされたところである。

各自治体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成 28 年度までに公共施設等総合管理計画を策定し、さらに同計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるため、令和 2 年度までに「個別施設計画」の策定が求められており、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業とするためには、「個別施設計画」に位置付けなければならない。

しかしながら、「個別施設計画」の策定後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施については、多くの時間と費用を要すると見込まれることから、国は、各自治体の現況を鑑み、令和 3 年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の措置期間の延長等、公共施設等の適正管理の推進における必要かつ十分な財政措置を講じるよう要望する。

緊急自然災害防止対策事業債対象事業枠の拡大について

近年における自然災害の頻発・激甚化により、多くの尊い人命が失われ、また、重要インフラの機能に支障を来すなど国民経済や国民生活に多大な影響が発生している。

そのような中、国では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が平成30年12月14日に閣議決定され、重要インフラ等の機能維持のための緊急対策を3年間(2018年度～2020年度)で集中実施するとしたところである。そして、本緊急対策と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたところである。

しかしながら、本事業債の対象は、都道府県による整備のみとされ、市町村が実施主体として行う急傾斜地の崩壊防止に係る事業は含まれないことは、全国で52万箇所以上ある土砂災害危険箇所等の対応としては不十分である。土砂崩れ等による直接の人的被害や施設被害、道路交通網等流通・経済への影響を鑑みるのであれば、本緊急対策や都道府県事業と連携した市町村主体事業を本事業債の対象とすることにより、国全体としての防災・減災、国土強靱化を図ることが重要である。同時に、本事業を市町村の一般財源や防災対策事業債等を活用して実施していくことは財政的に困難であることから、国の財政支援は必要不可欠である。併せて、土砂崩れ等の対策は相当の期間を要する事業であるため、現在定められている本事業債の事業期間(2019年度～2020年度)の延長も必要である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 「緊急自然災害防止対策事業債」の対象に市町村が実施主体として行う急傾斜地の崩壊防止に係る事業を含めること。
- 2 「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間を延長すること。

償却資産に対する固定資産税に係る特例措置について

償却資産に対する固定資産税については、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、時限的な特例措置が創設されている。

しかしながら、償却資産に対する固定資産税は、市町村の基幹税目として貴重な安定財源であることから、この度の措置をあくまで今回限りの特例的なものとし、期間の延長を行わないとともに、その減収分については確実な財政措置を講じるよう要望する。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税については、全国市長会として、「森林環境税については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な設計を進めること」を要望していた。また林野庁等でも「京都議定書」に基づく温室効果ガス削減目標の達成や、近年頻発する山地災害の防止、人口減少の克服と地方創生のより確実な実現に向けて、創設が議論されてきたところである。

これらを受けて平成 31 年度に創設された森林環境譲与税の譲与基準では、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進や普及啓発の推進を目的として、全国に譲与される額の 10 分の 5 を私有林人工林面積で、10 分の 2 を国勢調査の林業就業者数で、10 分の 3 を国勢調査の人口で按分することとしている。

しかしながら、按分割合については森林環境の保全等を目的とした超過課税分の活用状況を参考に設定されたものであり、森林環境譲与税の配分に際しては今年度の実績を踏まえ、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために真に効果的な活用に向けた再検討を行う必要があることから、効果が最大化されるよう検証を行い、山間部等への配分について再検討を行うよう要望する。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国においては、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している状況にある。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたるとともに、多様化している状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、国は、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

過疎地域に対する支援の継続について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

しかしながら、過疎地域においては、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。人口減少に歯止めをかけるには、大都市から地方へ、人・企業などを分散することが重要であり、そのためにも過疎地域が安心・安全に暮らせる、活力と魅力ある地域として健全に維持されていくことが必要である。

よって、国は、令和3年3月末をもって失効する現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の期限終了後も、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくため、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を継続し、住民の暮らしを支えていく政策を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 継続的に過疎地域の振興が図られるよう、令和3年度以降における新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持を図ること。
- 3 過疎地域市町村を含む合併があった市町村において、過疎地域の振興が図られるよう現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

よって、国は、共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立するよう要望する。

松島基地周辺対策の促進について

航空自衛隊松島基地は、東日本大震災で被災したものの、現在はブルーインパルスが帰還し通常訓練に戻るとともに、引き続き F2 戦闘機戦闘パイロットの最終訓練基地等として、国防の重要な任を担っている。

一方で、ブルーインパルスは市街地上空での訓練が避けられないとともに、F2 戦闘機の騒音等の状況から、基地周辺の土地の利活用上の制約等もあるなど、市勢発展にも一定の影響を及ぼしている。

基地の安定使用には、周辺住民の松島基地に対する理解を得ることが重要であり、周辺地域の住民は、安全と福祉及び良好な生活環境を確保するための施策実施を切実に願っているところである。

よって、国は、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるに当たり、補助率割合の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる用途等の拡大（放課後児童クラブ等）、施設活用の長寿化のための整備に資する改修対象経費の拡大、維持管理費に対する助成制度の創設及び確実な財源確保を講じること。
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、被災地域及び合併市町村の実情に配慮した算定方法に改めること。また、ブルーインパルスの訓練は市街地上空での低空飛行による危険度等の特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金について、非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。また、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つものであることから、固定資産税に相当する額を確保し、増額交付すること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が望まれている。

よって、国は、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院に対する経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化に繋がるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に還元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。
- 5 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。

また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。

- 7 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

- 8 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 9 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにも関わらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急に実施すること。
- 10 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- 11 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対する繰出金の制度化と交付税措置を講じること。
- 12 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。

生活困窮者自立支援法関係予算の充実について

平成 27 年 4 月 1 日から施行された生活困窮者自立支援事業のうち、生活困窮者が就労により自立した生活を目指す「就労準備支援事業」や生活困窮者世帯の連鎖を断ち切るための子どもの「学習支援事業」などの各種任意事業は、補助率が 3 分の 2 又は 2 分の 1 の補助事業となっている。

これらの事業は、国が 4 分の 3 を負担する必須事業である自立相談支援事業と一体的に取り組むことが必要であり、生活困窮者自立支援事業全体としての事業効果を着実に上げていくためには、国の責任において、十分な財政措置が継続して為されることが必要不可欠である。

よって、国は、任意事業については、国庫補助率を 4 分の 3 に引き上げるとともに、国の責任において継続して必要な予算措置を行うよう要望する。

国民健康保険制度の改善強化について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて被保険者に高齢者や低所得者が多く、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料(税)負担の増大等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっている。

国においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正等様々な取組みを進めており、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で事業を運営することとなったが、新たな運営体制においても、国民健康保険制度を堅持し、安定的かつ健全な運営を図るため、直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが求められる。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。なお、こうした改革が実現するまでの間、地方自治体における国民健康保険制度の安定的運営を図るため、国の定率負担引き上げにより、更なる公費負担の拡大を図る等の支援措置を講じるとともに、制度改正を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、震災からの復興状況、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立し、同情報に基づきマイナンバーによる情報提供ネットワークシステムを利用した資格の得喪処理を職権で行えるよう制度の改善を図ること。
- 4 世帯主が後期高齢者医療制度に移行することに伴い新たに国民健康保険被保険者となる被用者保険の被扶養者であった者及び非自発的失業者等に対する保険料の軽減・減免措置に伴う財政負担については、全額財政措置を講じること。
- 5 特定健診・特定保健指導について、被保険者の健康寿命延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に積極的に取り組む市町村を十分に支援するなど、保険者が行う保健事業への支援を充実すること。

- 6 地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金減額措置を廃止すること。
- 7 各種制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を招かないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 8 保険者努力支援制度及び財政安定化支援事業等に対する国庫負担の増額など、保険財政基盤強化措置を講じること。
- 9 国保料（税）の負担において、所得階層による負担率のひずみを是正するよう、制度の見直しを図ること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、国は、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬を設定するとともに、介護職員の処遇改善や介護人材の確保に向けて更なる措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成 27 年 4 月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築に係る費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

介護職員の確保に向けた取組みについて

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度において、全国の介護職員の必要人数は約245万人と推計されており、今後毎年度約6万人の介護職員を確保する必要がある。

このような中、各自治体は介護職員確保のため独自に助成金制度や研修制度等の取組みを実施しているが、若年人口の減少も相まって、様々な職種を通じて総じて有効求人倍率が高い中で、介護・福祉関連の職種は極めて求人が難しく、介護施設が必要とする介護職員の確保には至っていない状況である。

よって、国は、介護職員を確保し、介護保険サービスの充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険サービスが必要な方々に対して適切に提供できるよう、現在実施されている介護職員の処遇改善等の更なる充実を図ること。
- 2 特に高齢化及び人口減少が懸念される地域における介護職員の確保・定着に向け、その職員の養成施設の配置も含め、新たな措置を講じること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって負担となる場合もある。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 全国一律の「子どもの医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差のないよう少子化対策としての子どもの医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。
- 3 心身障害者医療費助成制度について、新たな自己負担の導入をすることなく、扶助内容の充実強化を図ること。

地域生活支援事業に係る予算の充実について

厚生労働省は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第 77 条及び第 78 条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、定めた「地域生活支援事業実施要綱」により、各自治体への補助を行うこととなっている。

交付基準の上限は市町村地域生活支援事業に要する経費の 100 分の 50 となっているものの、要綱上補助率は予算の範囲内となっており、現状、補助金額は交付基準率の 3～4 割程度の歳入しか見込めず、各自治体の財政負担が大きく事業促進の妨げとなっている。

よって、国は、地方自治体が行う地域生活支援事業に対し積極的に取組めるよう、当該事業の実績額を補助対象基準額とし、その 100 分の 50 について確実に補助されるとともに、国の責任において、必要な予算措置を講じるよう要望する。

風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置について

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成30年12月13日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国において原則無料で定期接種を実施すること、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

費用負担について、抗体検査は、厚生労働大臣が認めた額の国1/2、市区町村1/2、定期接種は、費用の9/10を地方交付税で手当すると示されている。

特定感染症検査等事業実施要綱においては、風しん抗体検査に要した費用は検査受検者から徴収しないこととされており、抗体検査の実施及び記録等に要する経費は、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて予算の範囲で国庫補助を行うものとしているものの、各自治体においては、多額の財政負担が生じることが見込まれる。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実に進めるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければ、円滑な施行は困難である。

よって、国は、風しんに関する追加的対策に係る抗体検査及び定期接種について、費用の全額を国庫負担とするよう要望する。

ロタウイルスワクチンの定期接種化について

ロタウイルスは、5歳未満の乳幼児における感染性胃腸炎の主要な原因病原体であり乳幼児の胃腸炎の中では、もっとも重症化しやすいことが知られている。発症した場合、脱水症が認められ、特に、4～23か月児が重度の脱水症になることが多く、5歳までに入院するリスクは15～43人に1人と考えられている。また、合併症として、脳炎・脳症などの中枢神経疾患も引き起こすこともあり、小児感染症における重要な病原体の一つである。

ロタウイルスワクチンが定期接種化された先進諸国では、ロタウイルス感染性胃腸炎で入院する乳幼児の数が有意に減少しており、国内でも接種率の上昇により、それらの先進諸国と同様の効果が認められている。

さらに、高額な任意接種であるもののロタウイルスワクチンの接種率は非常に高く、感染性胃腸炎の重症化及び保護者の財政的支援を図ることを目的に独自の助成制度を開始している自治体もある。

よって、国は、各自治体が独自に助成制度を設け実施しているロタウイルスワクチンの接種を早急に定期接種化するよう要望する。

運転免許の自主返納等に伴う高齢者の移動手段確保に係る支援について

平成 28 年に改正された道路交通法の附帯決議において、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと」とされたところである。

このような中、民間企業等による運転免許の自主返納者等に対する代替的サービスとして、タクシー運賃の割引きや大手スーパーによる商品の宅配などの支援が進んでいるところである。

しかしながら、各自治体においても限られた財政状況の中、高齢者の移動手段の確保が大きな課題となっているものの、支援策が講じられない状況にある。

よって、全国的に高齢者ドライバーによる事故が多発しており、また、今後ますます高齢者の増加が予測される中、早急に対策を講じる必要があることから、国において地域の実情に応じた対策を講じるとともに、地方自治体への財政支援についても特段の措置を講じるよう要望する。

学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。特に、昨今、記録的な猛暑が続き、児童生徒の熱中症予防や学習効果の向上を図るためには、学校施設への空調設備設置を早急に進めることが求められている。

そのような中、国では、平成 25 年度に国庫補助事業の改善として「長寿命化改良事業」を創設し、平成 30 年度第 1 次補正予算においては、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を設けたところである。

しかしながら、近年、国の公立学校施設の改修・整備に係る交付金は大幅に減少しており、多くの自治体で事業採択が見送られている状況にある。また、空調設備設置等に係る交付金については、平成 30 年度の補正予算限りの特例的な財政支援であり、普通教室や特別教室以外の校長室や職員室などへの設置については、補助対象に認められなかったことから、今後、各自治体においては、未設置教室等への設置及び既設教室の維持管理経費等の負担が多くなることを見込まれる。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、国は、児童生徒の安全確保及び学習環境の改善、さらには、教職員の働き方改革の一環としての職場環境の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定基準単価が実勢の建築単価と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。
- 3 空調設備設置においては、普通教室、特別教室以外の校長室や職員室等の管理諸室等への整備が可能となるよう十分な財政措置を講じること。
- 4 財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースを活用した整備についての補助制度を新設すること。
- 5 空調設備設置後のランニングコストや、今後も必要となる設備の更新等についても、必要な財政措置を講じること。

学校教育指導体制の充実について

学校を取り巻く環境は、いじめ・不登校問題をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など複雑・困難な状況にある。また、社会のグローバル化への対応力を養うICT教育や外国語教育の充実も求められている。

令和2年4月から全面実施される新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「(生きて働く)知識・技能」「(未知の状況にも対応できる)思考力・判断力・表現力等」「(学びを人生や社会に生かそうとする)学びに向かう力・人間性等」を育むことが求められ、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力や情報活用能力の習得が重要となる。

このような状況において、学校現場では担当教員が一人で授業を行いながら、特に配慮を要する児童生徒等への対応も求められており、きめ細かな学習指導を行うには限界がある。

そのため、各自治体では、小学校の外国語活動の授業をサポートする語学指導支援員や特に配慮を要する園児・児童生徒への学習活動の支援を行う教育支援員を各学校に配置し、学習指導体制の充実に努めているところであるが、その経費も年々増加傾向にあり、厳しい財政状況において十分な対応が困難となっている。

学校による格差を生じさせず、児童生徒等の発達段階を考慮した基礎・基本の学習を適切に理解、習得できる教育の推進は義務教育の責務である。

よって、国は、学校教育指導体制の充実を図るための財政支援の拡充、加配教員の増員及び専科教員配置など、特段の措置を講じるよう要望する。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、通級指導教室や特別支援教育支援員の必要性も増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、自治体の財政状況により異なり、自治体によっては十分な配置が図られていない現状にある。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの存在は大きい。特に近年、早期発達支援の充実が求められており、「幼保小連携」のパイプ役となる小学校におけるコーディネーターの役割の重要性が増している。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、国は、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

農林水産業における T P P 対策について

T P P 協定については、これまで 12 か国により発効に向けた交渉が進められてきた。しかし、平成 29 年 1 月に米国が T P P 協定を離脱したことを受けて、米国以外の 11 か国の協定の早期発効を目指した協議が行われ、平成 30 年 3 月に 11 か国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11 協定）」が署名された。

それに伴い国では、T P P 協定の関連法案の一部改正など国内手続を進め、平成 30 年 7 月 6 日に T P P 11 協定の寄託国であるニュージーランドに、国内手続の完了した旨の通報を行った。

また、平成 30 年 10 月 31 日、豪州が国内手続を完了した旨を通報し、T P P 11 協定署名国のうち 6 か国が国内手続を完了したことから、60 日で効力を生ずることになり、T P P 11 協定は平成 30 年 12 月 30 日に発効となった。

このような状況において、食料の安定的な供給に貢献してきた本県の農林水産業は、T P P 11 協定等の発効に伴い、国際的な厳しい競争に直面することとなり、多くの農林水産業者は継続的な経営に対し大きな不安を抱えており、先行きに対する懸念も増大している。

よって、国は、T P P 11 協定等の発効が地方経済の再生や農林水産業の成長産業化へ直結するものとなるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 政策大綱に記載されている国際的競争力の強化、経営力強化や収益拡大に向け、生産現場の意見を取り入れた総合的な国内対策について、十分な予算を確保し、農林水産業の成長産業化を着実に進めること。
- 2 地域経済や国民生活全般に与える影響について、継続して把握・分析を行うとともに、長期的な担い手の育成や生産基盤の整備など、施策の一層の充実強化を図り、地域の農林水産業が持続的に維持及び発展できるよう万全の対策を講じること。
- 3 畜産部門の T P P 対策として挙げられる畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（通称：畜産クラスター事業）について、事務の簡素化、年間スケジュールの提示を図るとともに、畜舎等の建設に伴う地盤改良を新たに補助対象に加えるなど、関税の引き下げで輸入品と競合が懸念される畜産業への不安が十分に払拭され、生産者が実施しやすい制度に改善すること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地として良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。

また、平成29年には「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、大崎地域が世界農業遺産に認定されており、現在、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、強く豊かな農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠である。さらに、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、農地の基盤整備を契機として、農地集積を行い、農業経営体の育成などに努めていくためには、国及び県における強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な実施が必要である。

一方で、中山間地域を中心にイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が、年々深刻化、広域化している。このような状況の中、有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、鳥獣被害対策に要する市町村負担の増大、有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算において確実に措置すること。
- 2 有害鳥獣対策の強化を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充と自治体相互の連携等、総合的な対策の実施に必要な予算を確保すること。

水産都市における諸課題への対応について

四方を海に囲まれた我が国において、水産物の安定供給を図ることは、健康で充実した国民生活を維持するとともに、食料自給率の向上を図る上からも極めて重要な課題であり、主要水産都市は、水産業の振興に積極的に取り組んできたところである。

このような中、水産業を取り巻く状況は、資源の悪化による漁獲量の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足など国内外の諸要因に大きく影響され、一段と厳しい状況にあり、早急な対応が必要である。

全国の水産都市においては、少子高齢化、人口減少社会の進行により、生産年齢人口が減少し、慢性的な労働力不足となっている。とりわけ、東日本大震災後、被災地では労働力の流出の影響が大きく、漁船漁業の分野においては、漁船乗組員の新規就業者の確保と離職率の抑制が課題となっている。また、水産加工業の分野においては、施設を再建しても稼働率が低迷するなど復旧・復興の足かせとなっており、技能実習生や特定技能の外国人材の安定的な受入が必須となっている。

水産加工品の原材料についても、世界的な需要増や国内水揚げ量の減少により魚価高が継続している。加えて、海外からの輸入においては円安の影響を受けた場合、原材料調達が困難になり経営難に陥ることとなる。

また、このような中で、東日本大震災で被災した水産加工業者が自社施設の復旧のために受けた融資の据置期間終了による返済が水産加工業者の経営に大きな影響を与えている。

東日本大震災により災害から命を守るための多くの教訓を得たが、魚市場に上場、存置された魚介類への補償制度がないことから、津波による避難勧告・指示発令時において、魚市場関係者が迅速な避難行動をとる妨げになっている。

我が国における漁業生産が長期連続的に減少する中、産地魚市場の経営は厳しさを増している。加えて近年は食の安全・安心が求められ、また、国を挙げて農林水産物の輸出を推進している中、産地魚市場においては、一層の高度衛生管理への対応が求められている。これらの条件が卸売機関の経営圧迫の要因となっており、その経営安定のための支援が必要となっている。

海洋プラスチックを含む海洋ごみについては、国際的な関心が高まっており、海洋生態系の保全や水産資源の持続可能な利用を図っていく上で、対策が必要不可欠である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 漁業並びに水産加工業の労働力不足を補うため、外国人技能実習制度のさらなる弾力化に加え、特定技能外国人の地域への就労の促進・維持が図られるよう、外国人材が大都市圏などの特定の地域に集中することを防止するための方策を講じるとともに、相談窓口の設置や日本語教室の開催等、共生社会実現に向けた地方自治体等の取組に対して十分な財政支援を行うこと。
- 2 遠洋・沖合漁業に従事する漁船乗組員の福利厚生及び新規就業者の確保に資するよう、低廉な定額料金による海上高速通信サービスの更なる高度化・普及に努めること。
- 3 世界的な水産物需要の増大により、加工用原料の確保が困難になっていることから、原料価格の高騰等により利益率が低下する場合に融資を受けやすくなるよう認定条件を見直すなど融資制度の充実を図ること。
- 4 水産資源の減少や販路回復の遅れなどにより、水産加工業者の本格的復興に予想以上の時間を要している中で、施設復旧のために受けた既存融資制度における返済猶予期間が終了することから、当該期間の延長等実情に沿った支援策を講じること。
- 5 津波による避難勧告・指示発令時並びに津波襲来時において、関係者が安心して避難行動をとることができるよう、魚市場に上場、存置された魚介類の滅失、損傷、価値低下等に対する救済措置の創設を図ること。
- 6 産地魚市場が連続的な取扱数量・金額の減少の中で、マーケットが求める高度衛生管理を目指す卸売機関の経営安定のため、市場の維持管理を担う自治体に対して財政支援を行い使用料の削減を図るとともに、卸売機関に対しても新たな補助制度による支援を行うなど必要な措置を講じること。
- 7 漁場機能の維持・回復に向け、漁業者等が行う海洋ごみの回収・処理、水産都市の漂流・漂着・海洋ごみ対策に係る財政措置を拡充し、漁具の適正な使用・管理を漁業者に指導するとともに、漁具等の持ち帰りやリサイクル技術の開発・普及を促進すること。

国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興にも大きく寄与するものである。

また、ILCの誘致実現により、世界最先端の研究を行う多くの人材の参集、国際学術研究都市の形成、被災地を含む東北全体での新産業創出及び技術革新のほか、科学技術分野での教育水準の向上等により世界に拓かれた地方創生の実現が期待されている。

このような中、平成31年3月7日に東京で開催されたICFA（国際将来加速器委員会）において、日本政府から「ILC計画に関心を持って国際的な意見交換を継続する」とした見解が示され、ILCの日本誘致実現に向けた段階が一步前進したところである。今後は次のステージである政府間による国際分担案の協議開始に向けて、KEK国際ワーキンググループによる経費負担を含む国際的な役割分担の協議進展、欧州主要国との官僚レベルによるディスカッショングループの設置が焦点となっており、加えて令和2年2月に策定が見込まれる学術会議マスタープラン及び同年5月に策定予定の欧州素粒子物理5か年戦略へのILC計画の盛り込みが必須条件となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 ILC計画を主導する立場として、各国との金分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、ILCの確実な誘致実現を図ること。
- 2 ILC誘致実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取組を海外政府に情報発信すること。
- 3 ILC計画を我が国の科学技術の進展、さらには国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成 25 年 7 月に民活空港運営法が施行され、平成 28 年 7 月に仙台空港において空港運営の民営化が実現した。これに伴い、民間の資金や経営能力を用いた滑走路及び空港ビルの一体的運営により、効率と収益性を高め、原則一律とされた着陸料も低廉化が図られるほか、就航路線の拡大、さらには東北全域の地域活性化が期待されるなど、官民を挙げた一層の利用促進策がとられることとなっている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、今般の仙台空港民営化による就航便数の増便などの空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、国は、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

県内基幹交通網の整備について

国道4号は、東日本大震災時、東北縦貫自動車道やJR東北本線・東北新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として大きな役割を果たしたが、工業団地への企業進出等による交通渋滞はもとより、冬季期間にあつては降雪等に起因する東北縦貫自動車道の度重なる通行止めによる渋滞が生じており、当該路線の慢性的な渋滞が企業活動の阻害となっている。

また、道路法の改正が行われ、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため重要物流道路を指定することとされ、平成31年4月に1次指定された。

東日本大震災において緊急輸送路として重要な役割を果たした国道47号は山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、防災機能を高めた整備が求められている。

国道108号は、既に事業着手し一部完成供用されている新庄酒田道路と接続することにより、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担い、沿線地域に住む者にとっての「命の道」として広域的な防災機能を持つ重要な路線であるとともに、太平洋側の三陸復興国立公園と日本海側の最上川等の観光地を連絡することによる新たな広域観光圏の形成、さらに石巻港と酒田港が連結することによる物流ネットワークの形成等、地域活性化へ大きく寄与する路線であり、早期の実現が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、平常時・災害時を問わず安定的な輸送の確保が必要な路線であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道4号の4車線拡幅の未事業区間（白石地区・荒谷地区）については早期の事業化を図るとともに、事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）については早期供用を図ること。
- 2 緊急輸送路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算の別枠で実施すること。
- 3 現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- 4 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、国道108号石巻河南道路を着実に新規事業化されるよう、調査・検討を推進すること。

- 5 東日本大震災により壊滅的な打撃を受けた三陸沿岸地域の復興と今後の防災対策として、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、地域高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 6 重要物流道路の追加指定は、ネットワークの見直しを含め、自治体の意見を聞きながら検討すること。また、指定された道路については、機能強化・重点支援を実施すること。そのためにも対象となる事業は個別補助事業により重点的に支援すること。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われているが、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したものの、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする（仮称）栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本一帯に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなった。

今回の大震災では、三陸地域の基幹道路である国道 45 号は各地で寸断されたものの、三陸沿岸道路の供用区間においては損傷がほとんど無く、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、まさに「命の道」であることが明確になった。

三陸沿岸道路については、平成 30 年 3 月 25 日には本市では震災後初めてとなる大谷海岸 IC～気仙沼中央 IC 区間が、本年 2 月 16 日には歌津北 IC～小泉海岸 IC 及び本吉津谷 IC～大谷海岸 IC が開通したことから、実質的に高速道路が首都圏に直結することにより、物流の効率化や交流圏域の拡大等が期待され、本地域の復興を後押しするものである。

また、内陸部から三陸地区へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」と強く認識したところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 未開通区間の「整備促進」を図り、三陸沿岸道路全体の早期開通を成し遂げること。
- 2 災害時等における緊急輸送や代替機能確保を図り、沿線及び三陸沿岸地域の産業振興及び交流圏の拡大のため、国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

仙台北部道路の整備促進について

仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台東部道路及び仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格幹線道路で、仙台北部中核工業団地と仙台港及び仙台空港を有機的に結び、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

平成 25 年 12 月の富谷インターチェンジ開通（国道 4 号接続）、平成 27 年 3 月の常磐自動車道開通以降、三陸縦貫自動車道などの高速道路整備が進み、仙台都市圏高速環状ネットワークとの連携が強化され、利便性と定時性に優れた道路環境が形成されている。

しかしながら、富谷インターチェンジ付近の高屋敷地区工業用地において、企業の立地が進み、県内外から数多くの方々が往来し、周辺道路の交通混雑が助長され、一般車両の通行はもとより、緊急車両の通行への影響等に対し、強い懸念を抱いている。また、今後とも近隣の工業用地を含め、具体的な企業立地が見込まれていることから、円滑な物流環境を確保する必要がある。

このように、企業立地に伴う従業員の通勤車両や物資運搬に係る大型車両等による交通量増加と国道 4 号等幹線道路の渋滞緩和及び東北縦貫自動車道を利用する方々の利便性、双方の観点からも仙台北部道路の 4 車線化及び富谷ジャンクションのフルジャンクション化は、益々重要となる。

よって、国は、整備効果の重要性を十分認識するとともに、仙台北部道路の経済・環境・防災機能をさらに強化するため、重要物流道路として確実に指定し、暫定 2 車線区間である仙台北部道路の 4 車線化及び富谷ジャンクションのフルジャンクション化に向けて、必要な予算を確保するよう要望する。

仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中枢をなす施設であるが、東日本大震災による津波により長期にわたり使用不能となった。これを山形空港が機能補完し、宮城県内への人・支援物資等の供給が図られたところである。

このようなことから、大規模災害等により、日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、大きな役割を果たすことが想定され、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路の整備が不可欠と考える。

また、今回のような未曾有の大災害に備え、仙台都市圏内の広域環状機能の道路整備も相互支援、連携等の面から極めて有効であり、この機能と仙台空港を連携させることも大変有益であると考えられる。

さらに、他地域での災害時には、東北の太平洋側の輸送の要である仙台空港が東北縦貫自動車道と直結することで、迅速な緊急支援物資の輸送拠点となることが期待される。

よって、国は、道路着工基準の見直し方針等を踏まえ、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送道路の整備を国の直轄事業として早急に取り組むよう要望する。

白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として整備することが求められている。

よって、国は、広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備することを要望する。

国道 349 号の整備促進について

国道 349 号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約 260km（宮城県管理延長 24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道 4 号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ最重要路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、近年の交通量の増加、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者・自転車通行が危険な状況にある。

よって、国は、福島県境までの道路拡幅整備を、県管理から国による直轄権限代行事業として、早期の整備促進を図るよう要望する。

国道4号・6号交差点改良整備促進について

国道4号と6号が合流する岩沼市藤浪地区の交差点の通行形態は、国道4号を北上する車両の6号への右折ができないため、生活道路である市道の通行を余儀なくされ、騒音・振動や歩行者等の通行が危険に晒されるなど住民の生活環境が著しく悪化しているほか、交差点付近では慢性的な渋滞が生じている。

よって、国は、当該交差点の改良について、用地買収等に係る詳細な調査測量を実施し、用地買収に着手しているが、今後とも事業の進捗に合わせた情報の提供をするとともに、一日も早く完成するよう要望する。

公共交通の確保に向けた支援策について

近年の高齢者の車の運転による事故の多発を背景に、75歳以上の高齢者の運転免許の更新には認知機能検査が義務付けられるなど、運転免許の自主返納を促す施策も取られており、移動手段を確保できない高齢者は年々増加している。そのような方々にとって通院や買い物などの移動手段としてコミュニティバスは極めて有効である。

このような中、地方バス路線の運行維持にかかる対策においては、地方負担を補うため、特別交付税が措置されているが、対象となる路線は、輸送量が1日あたり150人以下の路線に限られている。

今後、高齢化がさらに進行し、移動手段としてバスのニーズがさらに高まることが予測される中、高齢者の日常生活に必要なコミュニティバスの安定的な運行が求められている。

よって、国は、今後も高齢者の日常生活の足として活用されているコミュニティバスの運行維持が安定的に図れるよう、特別交付税の算定に当たっては、輸送量の多寡による算定方法の見直しを図るなど、各自治体の特別な財政需要に十分配慮するよう要望する。

仙台塩釜港（石巻港区）の早期復興・整備促進について

東北唯一の国際拠点港湾として統合した仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、宮城県のみならず東北地方の産業振興に大きく寄与しているとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な基幹産業が集積しており、地域の復興の要となっている。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、震災において大きな打撃を受けた観光産業の早期回復と交流人口の拡大等を図るため、大型クルーズ船の誘致活動を推進しており、昨年、11万トンを超える大型外航クルーズ船が初入港するなど、港湾利用の新たな可能性も広がりつつある。

さらには、この度の震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能も併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社の早期復興のため、港湾の整備に必要な予算を確保すること。
- 2 既設防潮堤などの復旧工事の早期完了とともに、新設防潮堤を早期に整備すること。
- 3 整備中の南防波堤の早期完成に向け整備を推進すること。
- 4 入港する船舶の大型化や企業動向など、港湾を取り巻く環境の変化に対応するため、航路・泊地の更なる水深確保、大水深岸壁の整備などに向けた、港湾計画変更について検討を行うこと。
- 5 大規模災害時の海上輸送機能を維持し、平時にはクルーズ船利用も可能とする耐震強化岸壁を雲雀野北地区に整備すること。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

また、平成21年10月、台風18号による集中豪雨や平成25年7月の集中豪雨によって、照越川の堤防が決壊し、大きな被害が発生している。

さらには、平成27年9月関東・東北豪雨により、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

よって、国は、今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施するよう要望する。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道に対する市民の要求は高まる一方で、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。国庫補助については、対象を基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限定されており、管路全体の延長の多くを占める配水支管は補助対象外となっている。需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財政的にも困難な状況にある。

よって、国は、水道事業に対する国庫補助事業について、布設後 20 年以上経過した全ての管種を対象とするとともに、補助対象を配水支管まで拡大するよう要望する。

下水道施設の改築に対する国費負担の継続について

平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が示された。

しかし、下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であり、受益者のみにその負担を求めるべきものではない。

これまで各下水道事業者においては、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねてきたところであるが、現行の国庫補助制度を前提として運営してきたことから、下水道施設の改築への国費負担が無くなり、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

よって、国は、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、下水道施設の改築への国費負担を継続するよう要望する。

危険ブロック塀等の撤去に向けた関係予算の拡充について

平成 30 年 6 月 18 日の大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、各自治体では、公共施設等に設置されているブロック塀の緊急点検を実施し、撤去工事を行うなど、市民の安全確保に取り組んでいるところである。

しかしながら、民有地におけるブロック塀等に関しては、国土交通省所管の防災・安全交付金の中で一部活用されているが、所有者が負担する費用が大きいなどの理由から、危険ブロック塀等の撤去が進まない状況にある。

これらの事業の推進を図るためには、個人の負担を軽減することが重要であることから、国や県における補助金の拡充や財政的な支援が必要不可欠である。

よって、国は、ブロック塀所有者の負担軽減を図るため、国庫補助率の引上げと関係予算の拡充並びに継続的な財政措置を講じるよう要望する。